

## 令和3年度 第2回豊川市公契約審議会 議事録

- 1 日時  
令和4年1月24日（月） 午後1時30分～午後2時25分
- 2 会場  
豊川市役所 委員会室
- 3 出席者  
委員  
金井 幸子（愛知大学法学部 准教授）  
渡辺 裕一郎（愛知県社会保険労務士会 三河東支部）  
大村 幸司（豊川商工会議所 建設関連部会長）  
酒井 雅喜（日本労働組合総連合会 愛知県連合会 三河東地域協議会事務局長）  
長坂 和俊（愛知県労働者福祉協議会 東三河支部長）  
長谷川 完一郎（豊川商工会議所 専務理事）  
事務局  
財産管理監 須川 勝以  
総務部次長 木本 秀史  
総務部契約検査課課長 小島 一成  
総務部契約検査課課長補佐 林 健史  
総務部契約検査課契約係長 大林 吉子
- 4 会議の公開の可否  
公開
- 5 傍聴者  
なし

## 1. 開会

## 2. 会長あいさつ

### 3. 前回審議会の確認事項について

#### (1) 労働者向けアンケート調査結果集計表（建設工事用）について

資料1、資料1-1、資料1-2を事務局より説明

質疑・意見等なし

#### (2) 労働者への周知文について

資料2を事務局より説明

質疑・意見等

#### 【委員】

質問ではないですが、この周知文を皆さんに配布するということですが、紙ベースだけではということであれば、例えばURLでホームページが覗けるようにして、制度がどういうものかわかるようにした方が良いと思います。いろんな角度から検証できるかと思うのでこういう方法も検討していただきたいと思います。

#### 【事務局】

他の自治体では周知文を見るとHPへアクセスできるようにQRコードが付いているものもありました。それも良いかと思います。今回はこれをもって、制度はどういうものか興味を持ってもらうことも重要かと思っています。そのあたりはまた考えます。

#### 【委員】

文言についてですが、「\*申し出をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けることはありません」と禁止事項なので、「禁止されています」としたほうが良いかと思います。「受けることはありません」というよりもう少し強くしたほうが良いのではないのでしょうか。前回の資料では申し出したことによる事業者の禁止事項としてあったと思います。

#### 【事務局】

前回は「申し出をしたことによる事業者からの不利益な取扱いは、禁止されています。」としてありました。

#### 【会長】

「禁止」という言葉を入れたほうが強くてよいかと思います。ただ、事業主に対して言うときは、「禁止されています」という表現になると思いますが、労働者に対しては他の表現になるかと思うのですが

**【事務局】**

労働者に対する表現はこのままとし、欄外に「申し出をした労働者に対し事業者が不利益な取り扱いをすることは禁止している」旨の文言を入れるという形で「案」を作成します。

**【会長】**

ちなみに賃金が労働報酬下限額を下回った場合はどうなりますか。

**【事務局】**

申し出があれば調査をし、下回っていれば事業者に賃金を上げてもらうような話をさせていただくことになると思います。

**【会長】**

この申し出は匿名ではできないのですか。

**【事務局】**

賃金の確認があるため匿名は難しいです。

**【会長】**

そうすると「秘密は厳守します」ということが必要になりますね。申し出しやすい形になるとよいと思います。

**【事務局】**

検討し、修正案を作成し、また皆さんに確認していただきます。

**【委員】**

裏面の職種は抜粋ということですが、「大工」が載っていないのは理由がありますか。

**【事務局】**

全体の表は元請さんに掲示してもらうことにしています。

豊川市の工事の中で関係しそうな職種をピックアップしましたが、「大工」の定義に屋内における造作等の作業とありますので、「大工」を追加することとします。

**【会長】**

51職種ということですが、HPに載っていますか。

**【事務局】**

51職種については、それぞれ下限額が設定されていますので、HPに載っています。

**【委員】**

基本的なことをお聞きしますが、支払賃金の算定で基準内手当の家族、通勤、都市、住宅手当など全部含んでいるということですが、例えば遠方から来ている、家族が多い人などは賃金が変わってくるということによろしいですか。

**【事務局】**

個人によって手当が違うので賃金は変わってきます。

**【委員】**

1年経って、賞与など全て確定しないと労働報酬下限額を下回っているかどうかわからないということですか。

**【事務局】**

直近の年収(賃金・賞与)で計算していただいています。

**【委員】**

労働者が自分の給料から「特殊な労働に対する手当、割増賃金の代替としての手当」など賃金の算定対象となりませんというのを労働者が自分で計算できるのでしょうか。計算できなければ、下限額を上回っているのか、下回っているのかわからないと思うのですが。

**【事務局】**

自分で計算することはできないと思いますが、1日いくら貰っているかという認識はあると思いますので、今回この周知文で自分の給料が高いか低いかを比較してもらえればと思っています。

これを目安としていただいて、低いようであれば申し出をしてもらい自分が適正な賃金をもらっているかどうか認識していただくことが第一かと考えます。

**【会長】**

採用の際に労働条件が示されていると思うので、全く自分の労働報酬がわからないということはないと思うのですが。

**【委員】**

手引きの9ページに算出例が出ていますが、対象工事とその他の工事に分けるようになっていますが、一般の方にはわからないのではないかと思います。先ほど目安と言われましたが、その程度でしか使えないのかなと思います。明らかに少ないと思えば申し出してもらおうしかないと思います。

**【会長】**

誤った申し出をしても悪いわけではないので、自分の賃金が適正ではないと思ったら申し出をしていただくイメージでよいのではないかと思います。

### 【委員】

まず周知が先で、多くの方に知っていただいて自分の賃金に疑問をもった時に初めて相談していただき調査をするということですのでどうでしょうか。

### 【事務局】

今までも現場にチラシ等を掲示してもらっていましたが、アンケート結果で周知がされていなかったことがわかりましたので、今回個人に渡すことで自分の賃金の確認をしていただくきっかけにしたいと考えます。

まず周知をしっかりやっていきたいと思っています。

### 【会長】

他にご意見も無いようですので終了します。

## 4. 入札制度改革の取組について

### (1) 建設工事余裕期間制度について

資料3を事務局より説明

質疑・意見等なし

## 5. 前回の審議内容、答申（案）について

資料4を事務局より説明

質疑・意見等

### 【委員】

アンケート結果に対し、今後は個人に周知文を出していくということなので、後追いの調査を行い、結果がどうなるか確認をしたらどうでしょうか

### 【事務局】

今後新たな取り組みとして、各作業員さんに周知文を渡しますので、来年度ある程度工事が進んだ段階で今回と同様なアンケートを行い周知の状況を確認するようになります。

またその旨付帯意見に入れた「案」を作成して皆さんに確認していただきます。

## 6. 閉会

### 【会長】

それでは、以上をもちまして、令和3年度第2回豊川市公契約審議会を終了します。ありがとうございました。